

令和4（2022）年度 長岡大学シラバス

| | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------|----|---------|---|------|----------------------|-----------|
| 授業科目名 科目コード | 消費者問題(Consumer Affairs) 2037433-135 | | | | | 担当教員 | 赤塚 浩一 (アカツカ コウイチ) | |
| 科目区分 | 専門科目 | 必修・ 選択区分 | 選択 | 単位 数 | 2 | 配当年次 | 3年次 | 開講期 前期 |
| 科目特性 | 知識定着・確認型 AL、資格対応科目 | | | | | | | |

| |
|---|
| ① 授業のねらい・概要 |
| 消費者問題は、商品購入・使用の場でのみ発生する特殊な問題から、インターネットを通して生活のあらゆる場面で生じ得る、より広範囲かつ深刻な被害をもたらす問題へと変貌している。本授業ではデジタル化社会における消費者問題を、リスクの高い危険な製品・サービスの具体的な事例を交えて、背景となる法規制と共に学ぶ。 本授業は消費者力検定、消費生活相談員資格試験、消費生活アドバイザー試験に対応する。 |
| ② ディプロマ・ポリシーとの関連 |
| 職業人として通用する能力／専門的知識・技能を活用する能力／情報収集・分析力を養う。 |
| ③ 授業の進め方・指示事項 |
| 本授業は主に講義形式で進める。次回講義内容を記載した資料を、遅くとも前回講義時までに配付する。次回講義内容に関連した消費者問題、発生している事件・事故の情報を、講義時までに、インターネット等を活用して事前に収集する。 |
| ④ 関連科目・履修しておくべき科目 |
| 特になし |
| ⑤ 評価 A に対応する具体的な学習到達目標の目安 |
| (i) リスクの高い危険な製品・サービスを回避することができる。 (ii) 詐欺まがいの売込を見抜くことができる。 (iii) 消費行動に関する家族・友人・同僚等からの相談に、的確に対応することができる。 |
| ⑥ テキスト（教科書） |
| テキストは指定しない。各回、レジュメを配付する。 |
| ⑦ 参考図書・指定図書 |
| 消費者白書 令和3年版（消費者庁ホームページから無償でダウンロード可能） |

⑧ ルーブリック

| 評価項目 | 評価基準 | | | | |
|--------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|---|---|
| | S 到達目標を越えたレベルを達成している | A 到達目標を達成している | B 到達目標達成にはやや努力を要する | C 到達目標達成には努力を要する | D 到達目標達成には相当の努力を要する |
| (i) 高リスク製品の回避 | 資料等を参照しなくとも、高リスク製品を見抜き、回避でき、授業内容を超えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくとも、高リスク製品を見抜き、回避できる。 | 資料等を参照することで、高リスク製品を見抜き、回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、高リスク製品を見抜き、回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けても、高リスク製品を見抜けず、回避できない。 |
| (ii) 詐欺まがい売込を断る | 資料等を参照しなくとも、詐欺まがい売込を見抜き、断れ、授業内容を超えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても、詐欺まがい売込を見抜き、断れる。 | 資料等を参照することで、詐欺まがい売込を見抜き、断れる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、詐欺まがい売込を見抜き、断れる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けても、詐欺まがい売込を見抜き、断れない。 |
| (iii) 消費行動相談への対応 | 資料等を参照しなくとも、消費行動相談に対応でき、授業内容を超えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても消費行動相談に対応できる。 | 資料等を参照することで、消費行動相談に対応できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、消費行動相談に対応できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けても、消費行動相談に対応できない。 |

⑨ 学習の到達目標（評価項目）とその評価の方法、フィードバックの方法

| 学習到達目標（評価項目） | 試験 | 小テスト | 課題 | レポート | 発表・実技 | 授業への参加・意欲 | その他 | 合計 |
|--------------------|--------------------------------------|------|-----|------|-------|-----------|-----|------|
| 総合評価割合 | 65% | | 15% | | | 20% | | 100% |
| (i) 高リスク製品の回避 | 30% | | 5% | | | 10% | | 45% |
| (ii) 詐欺まがい売込を断る | 30% | | 5% | | | 5% | | 40% |
| (iii) 消費行動相談への対応 | 5% | | 5% | | | 5% | | 15% |
| フィードバックの方法 | 課題取組結果に対するフィードバックを、講義の場での発表と質疑応答で行う。 | | | | | | | |

⑩ 担当教員からのメッセージ（昨年度授業アンケートを踏まえての気づき等）

次回講義内容を記載した資料を、遅くとも前回講義時までに配付する。授業中は板書内容の転記ではなく、講義内容の理解に集中して頂きたい。

⑪ 授業計画と学習課題

| 回数 | 授業の内容 | 授業外の学習課題と時間（分） （※特別な持参物） | |
|----|---------------------------------------|-----------------------------|------|
| 1 | イントロダクション (デジタル化社会の消費者問題) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 2 | 消費者問題の基礎 (情報格差から生まれる消費者問題) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 3 | 悪質商法1 (従来型) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 4 | 悪質商法2 (インターネット前提型) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 5 | 消費者問題に関する法律1 (民法・契約) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 6 | 消費者問題に関する法律2 (消費者契約法、特定商取引法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 7 | 消費者問題に関する法律3 (個人情報保護法、マイナンバー法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 8 | 衣食住 (家庭用品 品質表示法、食品表示法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 9 | 製品の安全 (製造物責任法、家庭用品品質表示法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 10 | インターネット取引 (電子消費者契約法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 11 | 医薬品 (医薬品医療機器等法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 12 | 生活設計 (ライフプラン、社会保険、金融商品取引法) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 13 | 消費者と依存症 (物質・行為・関係への依存) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 14 | 消費者とビジネスモデル (シェアリングエコノミー、サブスク) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |
| 15 | 個人ワーク、情報共有、フィードバック (ビジネスモデルと消費者問題) | 講義関連情報の収集・分析 | 60 分 |

⑫ アクティブラーニングについて

知識定着・確認型 AL

事前調査情報に基づいて各自で課題への取組を行い、講義の場での発表と質疑応答を通したフィードバックにより、知識の定着・確認を図る。

※以下は該当者のみ記載する。

⑬ 実務経験のある教員による授業科目

実務経験の概要

ICT企業に勤務し、経営計画・事業計画の策定、インターネットを前提にした新規ビジネスモデルの構築・運用等を担当した。新ビジネス推進に欠かせない民法・個人情報保護法・知的財産権法等の法規制、マネジメントシステム、情報セキュリティ等の関連業務も並行して担当した。

また中小企業診断士・技術士として、県内外の中小企業の経営課題・技術課題の解決を支援してきた。

実務経験と授業科目との関連性

デジタルトランスフォーメーション時代の、インターネットを前提にした新たなビジネスモデルの、企画・構築から運営までの全プロセスを知る者として、消費者問題の発生原因を企業と消費者の両方の視点から説明し、回避策を両者の立場から説明することができる。